

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ナイジェリア国コメ種子生産拡大及び品質向上のための能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ナイジェリア国コメ種子生産拡大及び品質向上のための能力強化プロジェクト

調達管理番号：24a00630

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国コメ種子生産拡大及び品質向上のための能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2029年3月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年4月 ～ 2027年3月

第2期：2027年4月 ～ 2029年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

第2期

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2026年4月頃)
- 2) 2028年度(2028年4月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年2月4日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年2月4日 12時まで
3	質問への回答	2025年2月7日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年2月21日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年3月5日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

ナイジェリア国「コメ種子生産拡大及び品質向上のための能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00579）の受注者（株式会社 JIN）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等 契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JdbFzDnLEJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (3) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル

タントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ナイジェリアにおける稲種子生産システム強化に係る課題特定の調査方針	第4条2.（1）
2	現地再委託における、内容および実施方針	第6条
3	機材調達に関し、必要機材および具体的な活用方針	第7条
4	安全対策措置を鑑みた渡航計画および現地活動方針	別紙 案件概要表3.（2）

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ▶ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年11月～12月
- ・ RD署名：2024年9月17日

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施のスケジュール

本プロジェクトは2023年11月に詳細計画策定調査を実施した。プロジェクト期間は2025年4月（予定）から4年間とし、プロジェクトの開始日は、G/Pと日本人専門家によるキックオフ会議の開催日とする。

(2) CARD イニシアティブ

ナイジェリアは2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカ地域における米生産倍増を目指す「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development : CARD）」イニシアティブの支援対象第一グループに属する。同イニシアティブの下、「国家稲作開発戦略（National Rice Development Strategy : NRDS）」や関連政策を策定・実践した結果、2008年から2018年までに生産量を倍増した。² しかし、ナイジェリアの人口は2.08億人（2020）から3.77億人（2050）と増加する事が見込まれており（World bank, 2023）、コメ需要も2030年には34百万トンの需要が見込まれている。以上を踏まえ、ナイジェリア政府は2020年に「第二次国家稲作振興戦略（2020-2030）」（NRDS II）を策定し、R-I-C-E（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）アプローチを通じたコメの自給率向上を目指している。NRDS II 推進のため、連邦農業・食糧安全保障省（Federal Ministry of Agriculture and Food Security（以下、「FMAFS」という。））内にNRDSタスクフォースが設置され、同タスクフォースがナイジェリア国内における稲作関連活動をモニタリングする事となっている。本案件実施にあたっては、NRDSタスクフォースとやり取りし、求めに応じ適切に進捗・成果を報告する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

² ナイジェリアにおけるコメ生産量はCARDフェーズ1（2000-2008）において、約6百万トン（2008年）から約12.85百万トン（2018）に増加。（第二次国家稲作振興戦略（2020-2030）（NRDS II））作付け面積は約2.19百万ha（2000）から約4.06百万ha（2018）に拡大。（FAOSTAT）

① 成果 1 に関わる活動

活動1-1：コメ種子の生産と品質管理に関する既存の技術的課題と能力向上のニーズを特定するため、データや情報の収集と分析を行い、対象品種を選定・検討する。

活動1-2：分析結果に基づき、プロジェクト受益者の能力向上のための具体的な計画を検討する。

活動1-3：プロジェクトの進捗状況、課題及び成果を毎年、コメ種子セクターの関係者と共有し、その改善に向けたプロジェクトの計画を協議する。

② 成果 2 に関わる活動

活動2-1：FS 種子の適切な生産、加工、取扱いに関するマニュアルを作成または改訂する。

活動2-2：研修対象となる NCRI 本部とイバダン支所の所員及び種子会社を特定する。

活動2-3：FS 生産の研修やデモンストレーションのための種子圃場を設置する。

活動2-4：NCRI 所員と対象種子会社スタッフ向けに、種子の適切な生産、加工及び取扱いに関する研修またはワークショップを実施する。

③ 成果 3 に関わる活動

活動3-1：CS 種子の適切な生産、加工、取扱いに関する研修用教材を作成または改訂する。

活動3-2：研修対象となる種子会社（契約種子農家）、コミュニティの種子農家、州農業省の普及員、その他の関係者を特定する。

活動3-3：CS 生産の研修やデモンストレーションのための種子圃場を設置する。

④ 成果 4 に関わる活動

活動4-1：コメ種子認証のための圃場審査と種子検査のマニュアルを作成または改訂する。

活動4-2：研修対象となる NASC 本部と南西地域事務所の職員を特定する。

活動4-3：NASC の職員を対象に、圃場審査及び種子検査に関する研修またはワークショップを実施する。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していないが、JICAが別途実施する稲作関連の課題別研修への本プロジェクト関係者の参加による実施を想定している。当該研修に関する経費等はJICAが負担するが、受注者は本プロジェクト関係者からの参加者の人選等を支援する。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	稲作関連課題別研修への参加
実施回数	合計2回（2026年度2名、2027年度2名を想定）
対象者	稲作関連課題別研修の対象者要件に準ずる
参加者数	約2名/回
研修日数	課題別研修の研修期間に準ずる

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリン

グ・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

- 本業務では以下の対応を行う。
 - 受注者は、ナイジェリア連邦農業・食料安全保障省（FMAFS）傘下の連邦農業局（FDA）、国立農業種子評議会（NASC）、国立穀物研究所（NCRI）、州農業・農村開発省（MARD）、種子会社および種子農家を対象とし、種子生産・品質管理能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。
 - プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
 - 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。
 - 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
 - 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』

(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
 - 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン (全体期間及び第一期)	業務開始から3カ月以内	英語	英文 電子データ	5部 1部
Monitoring Sheet Ver. 1	業務着手時(1ヵ月以内)	英語	電子データ	1部
Monitoring Sheet Ver. 2~	前Ver. から6カ月後	英語	電子データ	1部
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限(最終期間を除く)	日本語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	3部
事業完了報告書 (Project Completion Report)	契約履行期限末日	英語	CD-ROM	3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(ク) 合同調整委員会議事録等

(ケ) その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	実態調査	対象地域：ナイジャ州およびオヨ州 期間：現地調査 1-2週間、データ収集・分析 2-3週間程度を想定 内容：コメ種子の生産と品質管理に関する技術的課題、同分野を担う人材の能力強化を図るために必要な情報（現状、ニーズ等）の収集・分析	1回	定額計上
2	種子関連研修	対象地域：ナイジャ州およびオヨ州 対象：CP機関職員、コメ種子業者、契約種子農家、コミュニティ種子農家等を想定。 内容：FS、CS生産・管理・認証に必要な能力向上を図る（その他、案件概要記載の活動を参照）研修 期間：2 - 3日/回	20回程度	定額計上

		人数：10－30人/回 回数：全20回程度 なお、現地研修の再委託先としては International Institute of Tropical Agriculture (IITA) への再 委託を想定する ³ 。		
--	--	---	--	--

第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	コメ種子生産・管理能力向上に資する必要資機材	無償資金協力「稲種子生産体制強化計画」にて調達予定の資機材 ⁴ の利活用を想定するものの、必要な資機材（小型米粒選別機、坪刈種籾脱穀機、水分計等を想定）等がある場合 ⁵ 。	-	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

³ 他機関、団体等での実施の想定がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

⁴ 第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（4）配布資料/公開資料 2）公開資料のナイジェリア国稲種子生産体制強化計画準備調査報告書（先行公開版）を参照のこと。

⁵ 無償資金協力事業での調達機材に加えて追加が必要であれば、プロポーザルにて提案すること。

案件概要表

1. 案件名

国名：ナイジェリア連邦共和国（ナイジェリア）

案件名：コメ種子生産拡大及び品質向上のための能力強化プロジェクト

Project on Capacity Development for Enhancement of Rice Seed Production in Nigeria

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

ナイジェリアは、アフリカ最大の人口（2億185万人）とGDP（4,726億USドル）を誇る（世界銀行、2022年）。国土は北部の半乾燥地域から南部の熱帯地域まで多様な気候区分に属し、約77%（約71百万ha）もの広大な耕作適地と肥沃な土壌、豊富な水資源から、大きな農業生産ポテンシャルを持つとともに、人口の6割以上が農林水産業に従事し、農林水産業がGDPの約24%を占める農業国である。

（National Development Plan（2021-2025））

ナイジェリアは国家開発計画「National Development Plan（2021-2025）（以下、「NDP」という。）」で、2025年までに①GDP成長率平均5%を達成し、②2,100万人の雇用創出、③包摂的な成長を通じて3,500万人を貧困から脱却させることを目指しており、本目標の達成に向けた開発課題の1つとして農業・食料安全保障を挙げている。また、食料安全保障の観点から、経済成長を促進するとともに国内食料需要を満たすべく、農業生産性の向上が求められている。NDPに則り、ナイジェリア連邦農業・食糧安全保障省（Federal Ministry of Agriculture and Food Security（以下、「FMAFS」という。））は「National Agricultural Technology and Innovation Policy：NATIP（2022-2025）」を策定し、①食料の安定供給・価格低減による食料と栄養へのアクセス改善、②農業の産業振興を加速させることで新たな雇用創出・国際競争力強化を目指している。

コメについては、年間約6.8百万トン⁶とアフリカで最も多い生産量を誇る一方、約2.3百万トンを入力に依存している（USAD：Grain and Feed Annual Report, 2023）。また、1ha辺りの平均収量は1.86トンとアフリカ地域における単収平均の約2.4トン/haと比較しても低位であり（FAOSTAT, 2022）、人口増加に伴い増加する国内需要を満たせていない。ナイジェリアは「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development（以下、「CARD」という。））」

⁶ アフリカ地域CARD対象国コメ流通等に係る情報収集・確認調査報告書（2021年8月）

に参加し、国家稲作振興戦略(National Rice Development Strategy(以下、「NRDS」という。))や関連政策を策定・実践した結果、2008年から2018年までに生産量を倍増した。⁷ しかし、ナイジェリアの人口は2.08億人(2020)から3.77億人(2050)と増加する事が見込まれており(World bank, 2023)、コメ需要も2030年には34百万トンの需要が見込まれている(「第二次国家稲作振興戦略(2020-2030)」(NRDS II))。

以上を踏まえ、ナイジェリア政府は2020年に「第二次国家稲作振興戦略(2020-2030)」(NRDS II)を策定し、R-I-C-E(Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment)アプローチを通じたコメの自給率向上を目指している。

NRDS IIでは、生産性向上とコメ品質向上に向け、「種子生産の改善」が「籾生産・貯蔵量増」に次ぐ優先課題として位置付けられており、種子セクターの機能向上とシードサプライチェーンの強化が重点課題の一つと位置づけられている。ナイジェリアにおける種子生産の課題として、より生産性の高い認証種子(Certified Seed(以下、「CS」という。))⁸ 生産を担う民間企業・種子生産農家の質・量の不足、CS生産に必要な上流種子の品質の低さなどが原因となり、CSの生産量は低いままである。また、稲作農家における高品質種子や改良品種利用のメリットに対する認識が低く、CS利用率は全稲作農家の30%程度にとどまっている。加えて、種子認証においても、認証を担う人材・施設設備が不十分であり、品質管理・種子認証制度が適切に機能していないといった課題がある。これらの課題認識に対し、種子の生産拡大と品質向上にかかる能力向上を目指す本事業は同戦略に合致するものである。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国の対ナイジェリア国別開発協力方針(2017年9月)の重点分野の一つである「質の高い経済成長のための基盤づくり」に、農業・水産業等における産業振興が含まれており、事業展開計画：開発課題1-3「経済多角化・産業振興」に対応するため、「農業・水産業の振興、食品産業の振興を含む農産物の加工から流通に至るバリューチェーン構築に資する支援を行う」という方針が掲げられている。本事業はこの方針と合致し、「農業・水産業・食品産業振興プログラム」の一環として位置づけられる。

⁷ ナイジェリアにおけるコメ生産量はCARDフェーズ1(2000-2008)において、約6百万トン(2008年)から約12.85百万トン(2018)に増加。(第二次国家稲作振興戦略(2020-2030)(NRDS II))作付け面積は約2.19百万ha(2000)から約4.06百万ha(2018)に拡大。(FAOSTAT)

⁸ ナイジェリアにおけるコメの種子栽培においては育種家種子(BS)、原種種子(FS)、認証種子(CS)の流れで生産・認証されている。

本事業はJICAのグローバルアジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」における「アフリカ地域における稲作振興」クラスターに合致する事業である。同時に、SDGsのゴール2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」の達成に向けた貢献も期待される。

本事業に関連する我が国の過去の協力としては技術協力プロジェクト「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」（2011～2016年）が挙げられる。同プロジェクトでは、コメ収穫後処理に係るシンプルかつ安価な技術を開発し、プロジェクト終了後 33 州に普及することで国産米の品質向上と収穫後損失率の低下に寄与してきた。また、「連邦農業農村開発省政策アドバイザー」（2018～2020年）及び「農業開発アドバイザー」（2021年～2023年）が稲作振興のための助言等を実施している。

（3）他の援助機関の対応

- 1) 世界銀行は、「農産物加工・生産性向上・生計向上支援（APPEALS）プロジェクト」（2017～2023年）を実施中。コメを含む主要作物のバリューチェーンについて、農家の生産性向上や、市場アクセス向上、加工・マーケティングの強化等を通じた付加価値向上を目指している。
- 2) アフリカ開発銀行（AfDB）は、コメを含む作物の単収増加を図るため、「国家農業成長スキーム支援（NAGS-AP）プロジェクト」（2023～2024年）を通じ、約100万戸の小規模農家による認証種子、肥料、農薬、普及サービスへのアクセス促進を支援している。
- 3) 国際農業開発基金（IFAD）は、「バリューチェーン開発（IFAD-VCDP）プロジェクト」（2012～2025年）を実施中。コメとキャッサバの2作物のバリューチェーンの改善に向け、農家の生産性向上や市場開発、農家や農産物加工業者による市場へのアクセス向上を図っている。
- 4) ドイツ国際協力公社（GIZ）は西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）地域における雇用と成長のための「市場志向型バリューチェーンプロジェクト（GIZ-MOVE）」を（2022年～2024年）通じて競争的アフリカ米イニシアティブ（Competitive Africa Rice Initiative : CARI）を推進し、小規模コメ農家、精米業者を含むコメバリューチェーン関係者の競争力の向上を支援している。
- 5) オランダ政府はCollaborative Seed Program（2020年～2024年）を通じ、22の戦略的イノベーションパスウェイ（Strategic Innovation Pathways）を示すNational Seed Road Mapを作成している。
- 6) 米国国際開発庁（USAID）は、Feed the Futureイニシアティブのもと

Agribusiness Investment Activity (2019~2023年)、Rural Resilience Activity (2019~2024年)、Integrated Agriculture Activity (2019~2024年)等の多様な事業を通じ、国家農業種子政策の策定、北東部を中心とした市場関係者向けの研修やイベントの実施、小規模農家による改良種子へのアクセス促進等を支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的⁹

本事業は、ナイジェリアの対象2州において、ナイジェリア連邦農業・食糧安全保障省 (FMAFS) 傘下の連邦農業局 (FDA)、国立農業種子評議会 (NASC)、国立穀物研究所 (NCRI)、州農業・農村開発省 (MARD)、種子会社及び種子農家の種子生産・品質管理能力を強化することにより、コメの原種種子 (Foundation Seed (以下、「FS」という。)) 及びCSの生産と品質管理のシステムの強化を図り、これらの種子生産量の向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ナイジャ州及びオヨ州。¹⁰ ただし、ナイジャ州については、一部渡航可能となったものの、外務省危険レベル3地域であるため、関係者をオヨ州に呼び寄せての研修や遠隔からの技術的助言などを通じた支援を想定する。

- ・ナイジャ州 (人口：5,556,247人 (2016)、面積：68,925 km² (2010))
- ・オヨ州 (人口：7,840,864人 (2016)、面積：26,500 km² (2010))

(3) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：FDA、NASC (本部及び南西地域事務所)、NCRI (本部及びイバダン支所)、ナイジャ州及びオヨ州MARDにおいてコメ種子の生産・品質管理・普及に携わる政府職員、コメ種子会社、及びコメ種子農家

最終受益者：稲作農家

(4) 事業実施期間

⁹ 連邦農業局 (Federal Department of Agriculture : FDA)、国立農業種子評議会 (National Agricultural Seed Council : NASC)、国立穀物研究所 (National Cereals Research Institute : NCRI)、州農業・農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development : MARD)

¹⁰ 2024年10月現在、安全管理上渡航可能な地域はFCT内FCCアブジャ、ラゴス州、オゲン州、オヨ州、オシュン州、アクワイボム州 (一部)、ナサラワ州、ベヌエ州、タラバ州、クワラ州、ナイジャ州 (一部)、カノ州 (一部) となり、名ナイジャ州については一部渡航可能となるものの、外務省危険レベル3地域であり、慎重な検討が必要となっている。

2025年4月～2029年3月を予定（計48カ月）

（5）事業実施体制

FDA：農家の生産性・生計向上に資する作物分野の政策やプログラムを制定・指導の責任を担う組織。

NASC：FMAFSの傘下にて、種子の開発・認証・品質管理を担う組織。

NCRI：FMAFSが管轄する農業研究所の一つであり、ナイジェリア農業研究評議会（ARCN：Agricultural Research Council of Nigeria）管轄の組織。ナイジャ州に本部を有し、コメのBS生産はNCRI本部（ナイジャ）でのみ行われている。

州MARD：州政府において農業開発の計画策定と実施を担う組織。

（6）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

無償資金協力「稲種子生産体制強化計画」（2024年～2026年）を通じ、国内種子生産の中核を担うNCRIにおいて、種子生産量増加や収穫後処理のための機材更新を行うことにより、種子の品質を確保することを支援する予定。

本事業はNCRIを中心にFSの増産を支援するものであり、協力目標と実施機関が共通するため、連携を図る。また、「農業開発アドバイザー」を通じて、CS普及や種子生産体制の持続的強化に向けた関係機関への働きかけや関連ドナーとの連携を促進する。マーケットでの種子販売の実態や、民間種子生産会社のマーケティングに関する調査など上位目標に関連する情報収集を行い、プロジェクトに情報提供することで連携を図る想定。

2）他の開発協力機関等の援助活動

2.（3）に記載のとおり、ナイジェリアではコメバリューチェーン強化に向けた支援の一環として、農家による良質種子へのアクセス改善を図るための活動が複数の開発協力機関によって行われている。

IFADはIFAD-VCDPプロジェクトを通じ、対象9州においてAfricaRiceやNASCとの協働によりコメ種子農家グループによるCS生産を支援中。本事業と対象が重なるナイジャ州において、同事業の経験や教訓を活用する可能性が考えられる。

国際熱帯農業研究所（International Institute of Tropical Agriculture：IITA）及びその民間事業部門であるIITA GoSeed社は、それぞれコメの育種家種子（BS）とFSを生産している。IITAの種子分野ではUSAIDやビル&メリンダ・ゲイツ財団、他機関の事業委託先や連携先としてNASCや種子会社、農家向けに研修を提供しており、本事業との連携可能性についても引き続き協議すること

を合意している。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠

用地取得・住民移転は想定されず、環境面における大きな影響は想定されない。「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類: 「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由> 種子生産企業や、コミュニティ種子栽培農家8等における男女の仕事の役割やニーズが異なることを前提に、技術移転に際し女性への配慮を十分に行う。特に研修の際はジェンダーバランスに配慮する。

(8) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

対象州において、コメのFSとCSの生産が増加する。

指標及び目標値:

- 1) NCRI本部とイバダン支所、対象種子会社によるFSの年間生産量がXXトンに増加する。
- 2) 対象となる種子会社、契約種子農家、及びコミュニティの種子農家によるCSの年間生産量がYYトンに増加する。

(2) プロジェクト目標

コメのFSとCSの生産及び品質管理のシステムが強化される。

指標及び目標値:

- 1) 累計XXトンのFSが、NCRI本部、イバダン支所及び対象種子会社によって生産される。
- 2) 累計YYトンのCSが、対象となる種子会社、契約種子農家、及びコミュニティの種子農家によって生産される。

(3) 成果

成果1: 現在の種子生産と品質管理の実施上の課題とニーズに基づき、プロジ

ェクト受益者の能力開発のための計画が策定される。

成果 2 : 質の高いFSの生産及び取扱いに関するNCRI所員及び種子会社スタッフの能力が向上する。

成果 3 : 質の高いCSの生産及び取扱いに関するコメ種子会社のスタッフ、契約種子農家、コミュニティの種子農家、その他の関係者の能力が向上する。

成果 4 : FS及びCSの認証のための圃場審査及び種子検査に関するNASC職員の実施能力が向上する。

(4) 活動

1-1. コメ種子の生産と品質管理に関する既存の技術的課題と能力向上のニーズを特定するため、データや情報の収集と分析を行ない、対象品種を選定・検討する。

1-2. 分析結果に基づき、プロジェクト受益者の能力向上のための具体的な計画を検討する。

1-3. プロジェクトの進捗状況、課題及び成果を毎年、コメ種子セクターの関係者と共有し、その改善に向けたプロジェクトの計画を協議する。

2-1. FS 種子の適切な生産、加工、取扱いに関するマニュアルを作成または改訂する。

2-2. 研修対象となる NCRI 本部とイバダン支所の所員及び種子会社を特定する。

2-3. FS 生産の研修やデモンストレーションのための種子圃場を設置する。

2-4. NCRI 所員と対象種子会社スタッフ向けに、種子の適切な生産、加工及び取扱いに関する研修またはワークショップを実施する。

3-1. CS 種子の適切な生産、加工、取扱いに関する研修用教材を作成または改訂する。

3-2. 研修対象となる種子会社（契約種子農家）、コミュニティの種子農家、州農業省の普及員、その他の関係者を特定する。

3-3. CS 生産の研修やデモンストレーションのための種子圃場を設置する。

3-4. 対象となる種子会社（契約種子農家）、コミュニティの種子農家、州農業省の普及員、その他の関係者を対象に、種子の適切な生産、加工、取扱いに関する研修またはワークショップを実施する。

4-1. コメ種子認証のための圃場審査と種子検査のマニュアルを作成または改訂する。

4-2. 研修対象となる NASC 本部と南西地域事務所の職員を特定する。

4-3. NASC の職員を対象に、圃場審査及び種子検査に関する研修またはワー

クシヨップを実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・大規模な自然災害が発生しない。
- ・ナイジェリア全土、特に対象州の治安が悪化しない。
- ・ナイジェリアのコメ種子増産政策が維持される

(2) 外部条件

- ・研修を受けたスタッフの離職や辞職が多く発生しない。
- ・極端な気候変動の影響や、干ばつや洪水などの自然災害が発生しない。
- ・ナイジェリアの種子生産体制確立方策（NRDS II）が変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

隣国カメルーンで実施された類似案件では、高品質種子の増産を成果の1つに掲げ、種子生産圃場を設置したうえ、陸稲及び灌漑水稻品種のBS、FS及びCSの増産を実現した一方、終了時評価においてカメルーン政府自身によるその管理の精度維持と継続性が懸念事項として指摘された。本事業では、良質種子の増産システムの強化をプロジェクト目標とし、その手段として関係機関や民間企業の能力を向上させることを重視し、PDM上の「成果」に設定した。

ナイジェリアの農業セクターを対象に実施中の他の技術協力事業では、治安上の理由により専門家の対象地域への移動制限、対象地域の変更、活動の一時中止や遠隔管理が必要とされるなど、事業運営への影響が多く生じてきている。本事業でもナイジェリア州への立入りが制限される一方、オヨ州へも臨機応変な移動は不可となり、護衛警官の常時帯同に伴うコストも生じうる。このため、事業運営や成果達成に困難が生じないよう、治安面の制約とその影響を予め慎重に考慮し、無理のない実施体制と活動計画を検討する。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：稲作振興に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：アフリカ地域および全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務については、以下2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

第一期：2025年4月～2027年3月（24ヵ月）

第二期：2027年4月～2029年3月（24ヵ月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約64.00人月

2) 渡航回数を目途 全29回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 実態調査

➤ 種子関連研修

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ ナイジェリア連邦農業・食糧安全保障省と締結した基本合意文書
(R/D : Record of Discussions) (2024年9月)

➤ 詳細計画策定調査報告書 (2024年1月)

2) 公開資料

➤ コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007522.html>

➤ コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト運営指導調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012050.html>

➤ コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017285.html>

➤ ナイジェリア国稲種子生産体制強化計画準備調査報告書（先行公開版）

https://openjicareport.jica.go.jp/841/841/841_524_12336970.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 協力対象地域のうち、JICA 国別安全対策措置にて規定する業務渡航禁止区域では、調査及び協力を実施しません。JICA 国別安全対策措置にて渡航可能であるものの外務省危険レベル3に該当するエリアへの渡航はその必要性を十分に精査した上で行い、当該地域を対象とした主たる業務は遠隔や研修への呼び寄せにより実施する。また、JICA 国別安全対策措置を遵守してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

392,799,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（49,456,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	実態調査	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3） 現地再委託	5,662,000円	実態調査一式	再委託費
2	種子関連研修	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3） 現地再委託	22,650,000円	研修実施一式	再委託費
3	研修等機材	第2章 第7条 機材調達	1,930,000円	研修資機材一式	機材費
4	安全対策費 （警官）		16,114,000円	・帯同警官に係る 日当・旅費	一般業務費 （旅費・交通費）
5	安全対策費 （施設）		3,100,000円	・プロジェクト事務所安全対策経費（フェンス等） ・事務所警備費	一般業務費 （施設・設備等関連費）

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) 特別宿泊料単価

ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については首都アブジャを含む連邦首都区（FCT）及びラゴス州のみ一律17,000円／泊（特号～6号）を計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。なお、現地業務のうち、当該地域での活動は7.23人月を想定。

2) 対象国の便宜供与

執務スペース・家具（机・椅子・棚等）は対象国から提供される予定です。しかしながら、他案件において先方政府から提供がかなわず、プロジェクトが手配しているケースがあります。そのため、プロポーザル作成においては、執務スペース、家具等をプロジェクト側で手配する前提で、必要経費を積算してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)